

環境バイオテクノロジー学会誌 (**Journal of Environmental
Biotechnology (JEB)**) 投稿規定

1. 投稿者の資格

環境バイオテクノロジー学会誌 (英文名 **Journal of Environmental Biotechnology**) (以下、本誌という) への投稿は環境バイオテクノロジー学会 (以下、本学会という) 会員 (団体会員に所属する者を含む) に限る。なお、連名による投稿の場合は少なくとも著者の一人が本学会会員であること。ただし、外国からの投稿および本学会が寄稿を依頼した場合にはこの限りではない。

2. 報文の種類

本誌への投稿報文は環境バイオテクノロジー関連分野の原著論文 (論説, 通常論文, 短論文), 総説, 研究資料および諸報とし, いずれも未発表のものに限る。ただし, 環境バイオテクノロジー学会誌編集委員会 (以下, 編集委員会という) が特に必要と認めた場合にはこの限りではない。

(1) 原著論文 (**original papers**): 環境バイオテクノロジーに関する独創的研究についての論文で, 以下の4つに該当する論文。

- 1) 通常論文 (**regular papers**): 環境バイオテクノロジーに関する独創的研究についての論文で, それ自体独立して価値のある結論あるいは事実を含む論文。
- 2) 短論文 (**short papers**): 環境バイオテクノロジーに関する独創的研究についての論文で, 断片的な研究の成果ではあるが新しい事実や価値あるデータを含む短い論文。
- 3) 論説 (**articles**): 環境バイオテクノロジーの専門分野の今日的状況を踏まえて, 例として LCA やゼロエミッション等に関する新しい考察を含む技術論や社会論等の論文。
- 4) 技術論文 (**technical papers**): 企業等が行っている新規な技術の開発成果等をまとめた論文。

(2) 総説 (**reviews**): 内外の学術雑誌に発表された自己の研究成果を含み, さらに未発表の内容について環境バイオテクノロジーの立場から総合した論文で以下の2つに該当する論文。

- 1) 総説 (特集) (**reviews for special issue**): 本誌の編集委員会が企画編集する特集テーマに基づいて執筆された総説。
- 2) 総説 (一般) (**reviews in general**): 上記以外の総説で, 特集テーマに基づくことなく執筆された総説。

(3) 研究資料 (**technical notes**): 既存の研究, 調査, 統計などの成果をまとめた資料。

(4) 諸報 (**news**): 会議報告, 学会ニュース, 意見, 著書紹介等。

3. 報文の書き方

報文の用語は日本語または英語とし, 別に定める「原稿執筆要領」に従い簡潔に分かりやすく作成すること。論説および総説は刷り上り12ページ以内, 通常論文は同8ページ以内, 短論文および技術論文は同4ページ以内, 研究資料は同4ページ以内とする。この制限ページの超過や多額の経費を要する特別な図表等の印刷の費用は著者負担とする。

4. 報文の受付

報文原稿はその電子ファイル (本文はPDFファイルとする) を下記宛てにE-mailで送付すること。メール本文等に報文の種類と筆者連絡先を記載すること。

静岡大学 大学院工学研究科 化学バイオ工学専攻
環境バイオテクノロジー学会誌編集委員会 金原和秀

(電話 & Fax: 053-478-1170, E-mail: tkkimba@ipc.shizuoka.ac.jp)

5. 原稿の審査

原著論文, 総説および研究資料の原稿の審査は, 複数の査読者によってなされる。掲載の可否に関する最終判定は, 査読者からの査読結果報告に基づいて編集委員会において行い, 編集委員長から著者に審査結果が通知される。内容・体裁に問題があると判断された原稿はその旨を著者に伝え, 修正が求められる。修正を求められた原稿は, 2ヶ月以内に編集委員会宛に返送することとし, 2ヶ月を過ぎて返送されなかった原稿は新規の投稿として審査される。

6. 校 正

掲載が決定した報文は初校のみ著者に送付するので，到着日より7日以内に必着するように原稿とともに指定された印刷会社宛に返送すること。この著者校正時における文章や図表の追加や変更はこれを認めない。

7. 別刷り

別刷り入用部数は校正時に添付する用紙に50部単位で明記する他に，所定の必要事項を記入して指定された印刷会社に初校とともに返送すること。別刷り印刷費用は著者の負担とする。

8. 著作権

本誌に掲載された報文の著作権は本学会に帰属する。

9. 制限ページの超過分の掲載費

1ページあたり12,000円とする。

10. カラー印刷の特別費

A4 片面：90,000円/A4 両面：155,000円/A3 片面：100,000円/A3 両面：170,000円

(1) ページ内にカラー写真が2つ以上ある場合には，分解代として写真が1枚増える毎に4,000円加算。

(2) カラーページが常に多数ある場合は，印刷方法などによりページあたりの費用の減額が可能になるので，その際は再検討する。

(2001年11月27日制定)

(2012年10月26日改正)